

国民健康保険に係る赤字削減・解消計画について

○国保運営方針(8ページ)

「市町村は、6年以内(令和5年度まで)での赤字削減・解消計画を作成し、赤字の削減・解消を図る。(ただし6年間での解消が困難な場合は、市町村の実態を踏まえた設定とする。)」と規定。

【赤字削減・解消計画の策定状況】

○平成31年3月末までに、全ての対象市町村が数値目標等を定めた計画書を県へ提出した。

○県は、市町村の計画をとりまとめた都道府県赤字削減・解消計画書を策定し、平成31年4月に国へ提出した。

①平成28年度決算の赤字に基づく計画

市町村数	計画対象赤字額	合計	赤字削減予定額					
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
32市町村	167.5億円	139.4億円	56.5億円	21.3億円	11.3億円	13.3億円	17.7億円	19.3億円

②平成29年度決算の赤字に基づく計画

市町村数	計画対象赤字額	合計	赤字削減予定額					
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2市町村	0.9億円	0.9億円	0.1億円	0.2億円	0.1億円	0.2億円	0.1億円	0.2億円

【参考】①+②の合計

市町村数	計画対象赤字額	赤字削減予定額
34市町村	168.4億円	140.3億円

【今後の予定】

○計画を策定した市町村は、計画期間内の各年度における赤字削減の実施状況及び実施予定について、8月中に県へ報告する。県は、市町村の報告書を取りまとめた上で、9月中に国へ報告する。

○計画の基本方針を変更する場合、計画の実現が困難と見込まれる場合、前倒しで計画の実現が見込まれる場合等においては、県と協議した上で、変更計画書を提出する。